第 7 期 名寄市障がい福祉実施計画 第 1 期 名寄市障がい児福祉実施計画

~自立と共生の地域社会づくり~

(令和6年度~令和8年度)



名 寄 市

もくじ

第1 計画の基本的事項	
1 計画の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2 人口の推移及び障がい者の現状	
1 人口の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2 障害者手帳の交付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
第3 計画推進のための基本的事項	
1 計画推進の基本方針 1) 地域生活支援拠点等における機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4 サービス量の見込みと基盤整備	
1 サービス提供の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5 計画推進のための具体的な取組	
 1 障がい者理解の促進・権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

参考資料

名寄市障がい福祉実施計画策定に係る検討経過・	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 33
名寄市保健医療福祉推進協議会規則・・・・・・	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 34
名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿 •••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 36
夕零市保健医療短祉推進協議会暗がい考望会委員	夕	籓								• 37

第1

計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

本市の障がい福祉施策は、障がいのある人が社会の構成員として、地域の中で安心して生活できる条件が整えられ、障がいのある人もない人も同じ生活を営み、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に「第3次名寄市障がい者福祉計画」で、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画が策定されました。

第7期名寄市障がい福祉実施計画は「障害者総合支援法」に基づき、第1期名寄市 障がい児福祉実施計画は、「児童福祉法」に基づき、国と道から示される基本的な指針 に即して、必要なサービス量を計画的に見込むとともに、目標年次を定め、円滑な事 業の実施を確保するため、本実施計画を策定するものです。

なお、障がい児福祉計画は、平成 28 年に障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立に伴い、「障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。」とされ、名寄市では名寄市障がい福祉実施計画と一体のものとして策定してきましたが、令和6年度より標題を「第1期名寄市障がい児福祉実施計画」と表記いたします。

2. 法的根拠

障害者総合支援法第88条第1項

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法第33条第20項

児童福祉法第33条第20項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3. 計画の期間

「第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画」の計画 期間は、令和6年度から令和8年度の3ヶ年になります。

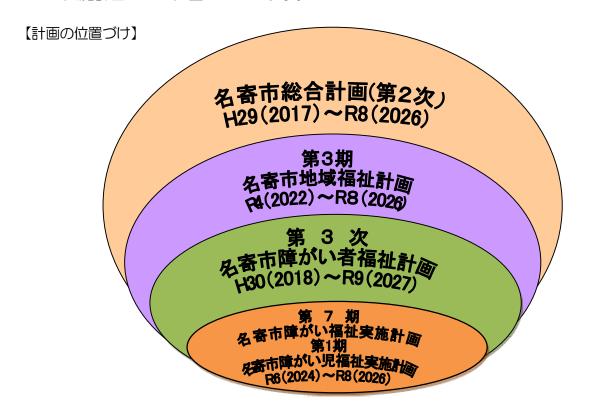
	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国の障害者基本計画	1	第3%	V	第4次 第5次						第6	5次				
市総合計画	第	1次		第2次					第2次			ŽI Ž	第3次	7	
市地域福祉計画	第	1期			第2其	·月				第3期	Ŋ.			第4其	月
市障がい者福祉計画		第2%	γ	第3次						第4	4次				
市障がい福祉実施計画		第4其	月	第5期 第6				第6期 第7期			9	Ži d	第8其	月	
市障がい児福祉実施計画										40/	第1期]	Ž.	第2其	月

4. 計画の策定及び推進管理体制

地域実情に即した実効性のある計画にするため、幅広い分野の関係者で組織する「名寄市保健医療福祉推進協議会」を設置し、計画の策定と推進管理を担うこととします。

5. 計画の位置づけ

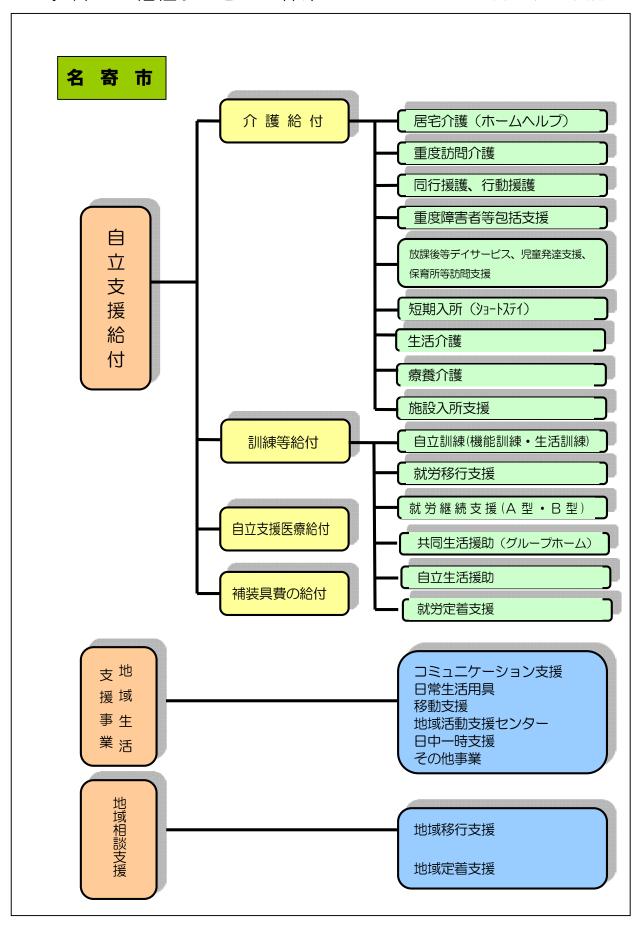
本計画は、国と道から示される指針に基づき「名寄市総合計画(第2次)」「第3期名寄市地域福祉計画」及び「第3次名寄市障がい者福祉計画」と整合性を図り、3年ごとの実施計画として位置づけています。



			障がい者福祉計画	障がい福祉・障がい児福祉実施計画
策	定根	!拠	障害者基本法第 11 条第 3 項 (策定義務)	障害者総合支援法第88条第1項 児童福祉法第33条22項 (策定義務)
計 i	画内	容	障がい者等に対しての全般的、基本的な事項について定める	障がい者・障がい児等に対する福祉サービスの 実施計画について定める
dž i	画期	目	10年間 (第1次)H10~H19 (第2次)H20~H29 (第3次)H30~R9	3年間 障がい福祉 障がい児 (第1期) H18~H20 (第1期) R6~R8 (第2期) H21~H23 (第3期) H24~H26 (第4期) H27~H29 (第5期) H30~R2 (第6期) R3~R5 (第7期) R6~R8

障害者総合支援法の定義「障がい者」の範囲

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法に規定する知的障がい者、精神保健福祉法に規定する精神障がい者、発達障害者支援法に規定する発達障がい者、難病等とし、「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児及び精神障がい者の内 18 歳未満の者とする。





人口の推移及び障がい者の現状

1. 人口の推移

本市における人口の推移を見ると、少子・高齢化に伴う過疎化が進行している傾向があります。令和5年における市の総人口25,540人の中で65歳以上の高齢者数は8,627人(高齢化率33.8%)、18歳未満の児童数は3,245人(総人口の12.7%)となっており、今後、更に高齢者数が増加する傾向にあることが伺えます。

人 口 (単位:人)

区分		令和3年			令和4年		令和5年			
	人数	男	女	人数	男	女	人数	男	女	
総人口	26, 758	13, 098	13, 660	26, 190	12, 736	13, 454	25, 540	12, 422	13, 118	
0 歳~17 歳	3, 545	1, 832	1, 713	3, 397	1, 740	1, 657	3, 245	1, 689	1, 556	
18 歳~39 歳	6, 183	3, 354	2, 829	5, 952	3, 202	2, 750	5, 662	3, 011	2, 651	
40 歳~64 歳	8, 230	4, 223	4, 007	8, 151	4, 162	3, 989	8, 006	4, 099	3, 907	
65 歳~74 歳	4, 016	1, 846	2, 170	3, 796	1, 743	2, 053	3, 622	1, 677	1, 945	
75 歳以上	4, 784	1, 843	2, 941	4, 894	1, 889	3, 005	5, 005	1, 946	3, 059	

資料提供:市•市民課(住民基本台帳:令和5年9月30日現在)

人口の将来推計 (単位:人)

区分	介和6(2024)年		令和7 (20)25) 年	令和8(20)26) 年	令和 12(2030)年		
区分	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
総人口	25, 454	-	25, 094	-	24, 735	-	23, 215	-	
0 歳~14 歳	2, 710	10. 7	2, 667	10. 6	2, 641	10. 7	2, 480	10. 7	
15 歳~64 歳	14, 208	55. 8	13, 975	55. 7	13, 731	55. 5	12, 757	55. 0	
65 歳以上	8, 536	33. 5	8, 452	33. 7	8, 363	33. 8	7, 978	34. 3	

資料提供:住民基本台帳 H29~R5(9月末)をベースにコーホート変化率法により推計

2. 障害者手帳の交付状況

身体・知的・精神障がいのある人で、手帳を所持している人は全体で1,928人と 総人口に占める割合は約8%となっています。また、障がい者別では、身体に障がい のある人は1,928人に対し1,288人で約67%と多く、知的障がいのある人は4 17人で約22%、精神障がいのある人は223人で約11%となっています。

障がい者数 (単位:人)

	令和3	令和3年4月 令和4年4月			令和5年4月		
障がい区分	障がい者数	総 人 口 に 占める割合	障がい者数	総 人 口 に 占める割合	障がい者数	総 人 口 に 占める割合	
身体障がい者	1,350	5.05	1,328	5.06	1,288	5.03	
知的障がい者	396	1.48	404	1.54	417	1.63	
精神障がい者	198	0.74	207	0.79	223	0.87	
合 計	1,944	7.27	1,939	7.39	1,928	7.53	

資料提供:市・社会福祉課(情報入力端末:令和5年4月1日現在)

身体障害者手帳を所持している人の年齢別では、40歳以上の方が多く、全体の約97%と高く、中でも61歳から70歳が約17%、71歳以上が約70%と高齢者が多くを占めている状況にあります。

また、級別では、重度の障がいのある1・2級の人は534人で全体の約41%、 中度の3・4級の人は589人で約46%、軽度の5・6級の人は165人で約13% となっています。

身体障害者手帳交付者数(年齢別)

(単位:人、%)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計	構成比
総交付者数	380	154	207	382	95	70	1,288	100.0
○歳~17歳	3	3	1	3	0	2	12	1
18歳~40歳	12	3	5	8	2	0	30	2.3
41 歳~60 歳	39	28	19	29	14	6	135	10.5
61 歳~70 歳	59	31	27	55	25	16	213	16.5
71 歳~	267	89	155	287	54	46	898	69.7

(令和5年4月1日現在)

次に、身体障害者手帳を所持している人の障がい部位では、「肢体不自由」が全体の約54%を占め、次いで「内部障がい」、「聴覚又は平衡機能障がい」の順となっています。

身体障害者手帳所持者数

(単位:人・%)

	令和3	年4月	令和4:	年4月	令和5:	年4月
視覚障がい	73	5.4	63	4.8	58	4.6
聴覚又は平衡機能障がい	127	9.4	120	9.0	120	9.3
音声・言語・咀嚼機能障がい	21	1.6	22	1.7	21	1.7
肢体不自由(体幹機能障がい含)	729	54	726	54.6	691	53.7
内部障がい	400	29.6	397	29.9	398	30.7
心 臓 機 能 障 が い	249	18.4	251	19	248	19.2
腎臓機能障がい	78	5.8	71	5.3	72	5.6
呼 吸 機 能 障 が い	15	1.1	12	1	13	1
膀胱又は直腸機能障がい	52	3.9	56	4.2	58	4.5
小腸機能障がい	5	0.3	5	0.3	5	0.3
肝臓機能障がい	1	0.1	2	0.1	2	0.1
合 計	1,350	100.0	1,328	100.0	1,288	100.0

療育手帳を所持している人の年齢別では、18歳~50歳が249人で全体の約60%を占めています。また、判定別では、「A判定」の人が121人で全体の約29%、「B判定」の人が296人で約71%となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の年齢別では、30歳以上の方が全体の約90%を占めています。また、級別では、「2級」が137人で全体の約61%と最も多く、次いで「3級」が71人で約32%、「1級」が15人で約7%の順となっています。

療育、精神障害者保健福祉手帳交付者数(年齢別)

(単位:人、%)

				-					
区分		療育	手帳			富祉手帳	副社手帳		
区分	A判定	B判定	合計	構成比	1級	2級	3級	合計	構成比
総交付者数	121	296	417	100.0	15	137	71	223	100.0
○歳~17歳	11	47	58	13.9	0	0	1	1	0.4
18 歳~30 歳	18	98	116	27.8	1	12	8	21	9.4
31 歳~50 歳	41	92	133	31.9	1	43	44	88	39.5
51 歳~70 歳	27	46	73	17.5	8	69	17	94	42.2
71 歳~	24	13	37	8.9	5	13	1	19	8.5

(令和5年4月1日現在)

障がい者の雇用状況につきましては、障がい者を 1 人以上雇用することが義務付けられている一般の民間企業(対象労働者数 43.5 人以上規模の企業)は、前回の障がい福祉実施計画に掲載されていた令和元年度の資料と比較して、3 企業増の 40 企業あり、雇用されている障がい者数は、12.5 人増の 124 人となっており、このうち身体障がい者は、17人増の74人、知的障がい者は、0.5 人減の 42.5 人、精神障がい者は、4人減の7.5 人となっています。

また、名寄市の実雇用率は、0.3 ポイント増の 2.99、名寄市の雇用率達成企業は、3.2 ポイント減の 72.5 でした。

企業における障がい者の雇用状況(法定雇用率=2.3%)

шжісоо	\ 1 <u></u>	,						
				障が	ハ者数			雇用
×	対象	対 象					実雇用率	率達 成企
分	企業数 (件)	労働者数(人)	身 体 (人)	知的人	精神(人)	計(入)	(%)	業の 割合 (%)
名寄市	40	4,146	74	42.5	7.5	124	2.99	72.5
北海道	3,928	666,021	9,449.5	4,392	2,393	16,234.5	2.44	51.3
全 国	107,691	27,281,606.5	357,767.5	146,426	109,764.5	613,958	2.25	48.3

資料提供:ハローワーク名寄(令和4年6月1日現在)

(単位:人)

- ※ 対象労働者数とは、対象企業の常用労働者数から障がい者が就業することが困難と認められる職種を考慮して定められた除外率相当数を除いて得られた労働者数です。
- ※ 対象労働者数及び障がい者数が 0.5 人単位となっているのは、短時間労働者を 0.5 人相当とするためです。また、重度障がい者はダブルカウントとなっており、上記で示した人数は、実際の障がい者の数とは異なります。

計画推進のための基本的事項

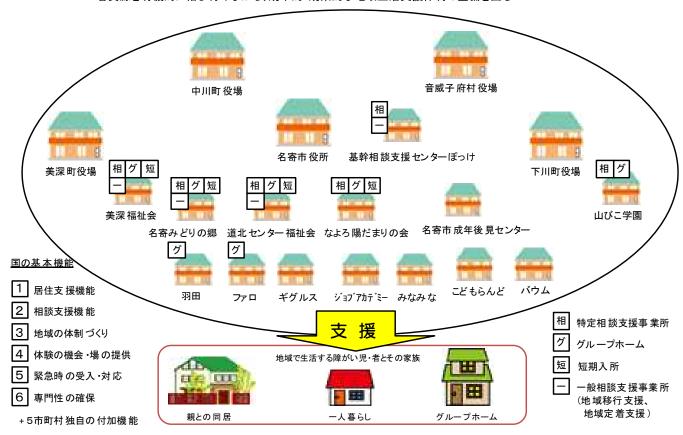
1. 計画推進の基本方針

1) 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がいのある子どもや障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み(地域生活支援拠点)を平成30年度より整備しています。 今後も引き続き、機能の充実のため運用状況を検証、検討を行ないます。

5市町村の地域生活支援拠点の整備のイメージ

・各市町村と福祉施設・関係機関と協議しながら、拠点に求められる機能や各機関の役割について明確にし、 各資源を有機的に結び付けながら、効率的・効果的な地域生活支援体制の整備を図る



地域生活支援拠点とは

障がい者の暮らしを支えるため、地域の関係機関が連携して、住まいの確保や住宅環境を提供したり、24時間の相談対応や緊急時の受け入れや医療機関への連携、自立生活を体験する機会などの提供、専門的な人材の確保・養成などを行います。

また、各市町村で不足している機能を圏域全体で補い、広域で整備していくこともできます。

2) 地域生活への移行促進

地域移行を促進するためには、丁寧な相談支援により、入所者・家族の心身状況や居住の場に関する意向を把握するとともに、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や日中活動の場の拡充、地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発を図る必要があると考え、障がい者の意向を尊重した地域生活への移行を進めるため、具体的な目標数値を定めて、取り組みを進めます。

● 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

住み慣れた地域で生活していく環境づくりを進めるため、在宅生活を基本とした地域の基盤整備を市内の事業所等と連携して行い、共同生活援助(グループホーム)等の整備促進を図り、地域移行がスムーズに行える取り組みを推進します。また、単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、※名寄市安心生活支援事業の活用や緊急訪問、相談などの必要な支援を行える取り組みを推進します。

※名寄市安心生活支援事業・・・障がい者(児)又は難病患者等が日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど、緊急に支援が必要になった場合において、 障がい者等の不安解消と安全確保を図るため一時的な宿泊を行う事業

● 入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活への移行促進 病院に長期入院している精神障がい者が、地域生活の体験等を通して地域移 行ができるよう取り組みを推進します。

3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、 保健、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の連携や助け合いについて、協議するなど計画的に推進します。

4) 福祉施設から一般就労への移行

地域において自立した生活を営むため、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう、公共職業安定所 (ハローワーク) やなよろ地方職親会、障害者就業・生活支援センター等と連携し、ジョブコーチのノウハウの活用により雇用の推進を図ります。

また、障がいに対する理解を深めるための取り組みや、障がい者雇用に係る助 成・支援制度の普及に向けた啓発等に取り組んでいき、就労の定着支援を行い、障 がい者が安定して働き続けられる環境整備を進めます。

5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を考慮し、児童発達支援等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保に努めます。

共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等ともに連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を行ない、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するために、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を利用できる体制を継続していきます。

また、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備強化、福祉、医療、保育、教育などの協働による総合的な支援体制の構築に努めます。

6) 相談支援体制の充実・強化

障がい児・者が地域で自立した生活を営むために必要な地域の相談支援体制の整備に努めています。

また、計画相談(サービス等利用計画)についても、利用者の状態や希望を勘案 し、 一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行な うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行なっ ています。

今後、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導助言、人材育成支援、連携強化の取組体制を確保します。

7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取り組み として、相談支援従事者研修等の各種研修について積極的に参加していきます。 また、職員の支援の質の向上を図るために、福祉施設の職員向けの研修等を実 施し障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

• 令和6~令和8年度の数値目標

1) 基本的な考え方

障がい者の自立を支援するため、地域生活への移行や就労支援については、国 や道から示される指針に基づき地域実情を十分踏まえ、必要なサービス量を見込 みます。

2) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

共同生活援助(グループホーム)の整備・充実を図るとともに、自立訓練事業 等の推進により、福祉施設入所から地域生活への移行を進めます。

	第(5 期	第一	7 期
区分	移 行 目 標 (令和3~5年度)	移 行 達 成 目 標 (令和3~5年度))	移 行 目 標 (令和6~8年度)	移 行 達 成 目 標 (令和6~8年度))
	名寄市	名寄市	名寄市	名寄市
地域生活移行数	2人	5人	5人	
入所定員減少見込数	1人	0人	4人	

※厚生労働省令和5年5月19日告示 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針4.成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上

・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減 と記されています。

令和4年度末の施設入所者数は75人。

• 地域生活移行数 75×0.06=4.5 人→5人 • 入所定員減少見込数 75×0.05=3.75 人→4人

3) 福祉施設から一般就労への移行目標

就労の場を拡大するため、公共職業安定所やなよろ地方職親会等の事業主の理解と協力を得ながらネットワーク化を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

	第(5 期	第7期			
区分	移 行 目 標	移行達成目標	移行目標	移行達成目標		
│ 区 分	(令和3~5年度)	(令和3~5年度))	(令和6~8年度)	(令和6~8年度))		
	名寄市	名寄市	名寄市	名寄市		
年間一般就労移行者数	10人	20人	12人			

※厚生労働省令和5年5月19日告示 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針4.成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

④福祉施設から一般就労への移行等

• 一般就労への移行者数: 令和3年度実績の1.28 倍以上

令和3年度福祉施設から一般就労につながった人は9人。

9×1,28=11.52 →12人

4) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域移行支援や地域定着支援等の福祉サービスを活用するとともに、基幹相談 支援センターぽっけを中心としたネットワークで、きめ細やかな対応をしていき ます。

また、精神保健の課題は日常生活の課題と密接に関係していることから、精神保健に関わる相談等についても関係機関と連携を図っていきます。

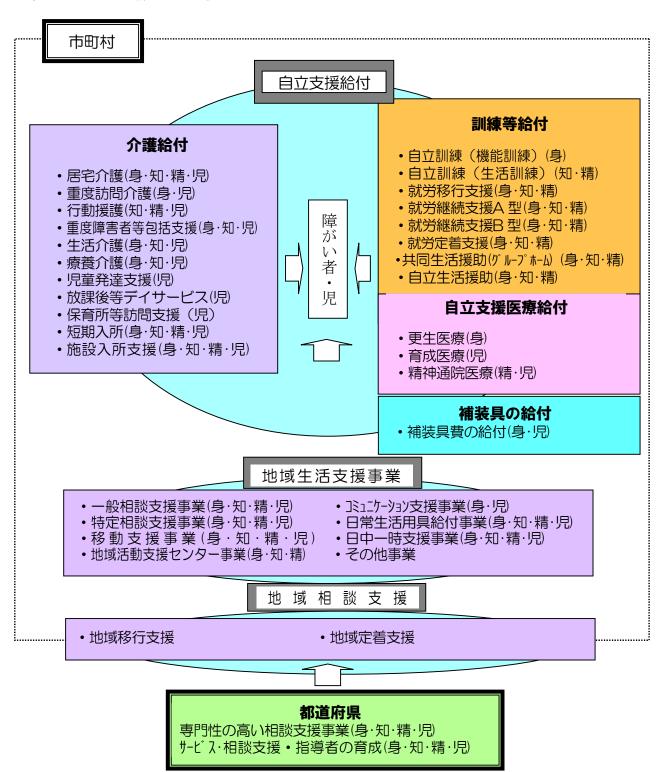
5) 障がい児支援の提供体制の整備等

保育所等訪問支援を利用できる体制については、今後も継続していきます。 また、医療的ケアが必要な障がい児に対して、個別の教育支援計画(すくらむ) や計画相談などのツールを用いて、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関 等で連携を図っていきます。



サービス量の見込みと基盤整備

1. サービス提供の区分



※ ()は、想定されている主な対象者。(身)は身体障がい者、(知)は知的障がい者、(精)は精神障がい者、(児)は障がいた。い児を表す。

2. サービスごとの利用量の見込みと提供体制

1) 訪問系・日中活動系・居住系サービス

(1)基本的な考え方

各種サービスの利用量の算出にあたっては、前年度までの利用実績や居住地特例 (支給決定を行う市町村とサービス提供市町村が異なる)等を勘案しながら必要に 応じた見込量を計画的に進めていきます。

「障害者総合支援法」では、福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の3分類に区分し、市町村が地域実情を踏まえて行う「地域生活支援事業」を加え、サービスを提供することになっています。利用者はそれぞれの福祉サービスを組み合わせて、個々に適したサービスの提供を受けることになります。

(2)サービス量の必要見込量

①訪問系サービス

障がい者が永年住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、在宅支援の充実を図るため、ホームヘルパーが訪問し、家事援助・介護などの日常生活の援助を行うものです。

訪問系サービス

サービス名	対 象 者	サービスの内容
居宅介護	障害支援区分 1 以上の人	自宅で、食事の介護など生活全般の介護サービスを 行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人 (障害支援区分4以上)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における 移動支援などを行います。
行 動 援 護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、 常に介護を必要とする人 (障害支援区分3以上)	行動する際の危険を回避するために必要な援護や外 出時における移動支援などを行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必 要度が著しく高い人 (障害支援区分6)	心身の状態や介護者の状況、居住の状況などを踏ま えて作成された個別支援計画に基づき、必要なサー ビスを包括的に行います。

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。 (「令和5年度の実績」については、令和5年7月現在の実績です)

1. 居宅介護

□	Δ	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
\boxtimes	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(時間)	340	380	420	230	230	230	300	300	300
1 ヶ月 利用 時間	実績(時間)	225	207	230	188	180	300			
-31-3	進捗 (%)	66.1	54.5	54.8	81.7	78.3	130.4			

※単位:「時間」=(利用人員×平均利用時間 10時間)

※R5(4~7月分) 実績は、18人の利用者で1ヵ月一人あたりの平均利用時間数は16.6時間です。

18×16.6=298.8 時間となりました。今後3年間については、変化は少ないと推測しました。

2. 重度訪問介護

SZ.	/\	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
区	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(時間)	150	150	150	240	240	240	2,232	2,232	2,232
1 ヶ月 利用 時間	実績(時間)	0	0	0	893	1,488	2,232			
마테	進捗 (%)	0	0	0	372.1	620.0	930.0			

※現在名寄市で利用されている方は3人です。3人が24時間31日の利用として、計算しました。 今後3年間につきましては、利用者の増減はないとして見込みました。

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、重度訪問介護の利用が、今後も見込まれるため、地域における 障がい者の実情やニーズを把握し、適切なサービス量の確保に努めます。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労 継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、短期入所が あります。

あります。		
サービス名	対象者	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち ① 49歳以下は、障害支援区分3以上(施 設入所は区分4以上) ② 50歳以上は、障害支援区分2以上(施 設入所は区分3以上)	昼間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 ① ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人	昼間に機能訓練や療養上の管理、介護 等日常生活上の援助などを提供
自立訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院 した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人② 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	自立した日常生活や社会生活が営めるよう、一定期間の支援計画に基づきリハビリテーションなどの機能訓練や生活能力の維持向上のためのサービスを提供
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	事業所内や企業における作業や実習を 提供し、就労に必要な知識や能力の向 上のための支援 (利用期間 24ヵ月以内)
就労継続支援 (A型・B型)	① 就労経験があるが年齢・体力面で企業に雇用されることが困難な人② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人③ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	一般企業や事業所に雇用されることが 困難な人に、通所により就労や生産活 動の場を提供したり、就労に必要な知 識や能力の向上のための訓練を支援
児童発達支援、 放課後等ディサービス	① 療育の観点から個別療育、集団療育 を行う必要がある人 ② 18 歳未満の障がい児	施設に通い、日常生活に必要な基本的 な動作の指導や集団生活への適応訓練 などを提供
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児本人に対する支援 (集団生活適応のための訓練等) 訪問先施設のスタッフに対する支援 (支援方法等の指導等)
短期入所	自宅で介護する人が疾病等で介護できない 時に、支援事業所へ短期間入所する ことができる	介護する人が、介護できないときに、 支援事業所へ入所させ、入浴、排せつ、 食事の世話等の介護を行う
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移 行した障がい者で、就労に伴う環境変化に より生活面の課題が生じている者	一般就労に移行した人に、就労に伴う 生活面の課題に対応するための支援を 行う
自立生活援助	1. 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者などで、理解力や生活力などに不安がある人 2. 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人 3. 障がい、疾病などの家族と同居しており、家族による支援が見込めないために実	ひとり暮らしなど地域での独立生活を はじめた障がい者に対して、生活上の 困りごとの相談を聞いて、自分で解決 できるように援助するサービス
	質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な人	

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

(「令和5年度の実績」については、令和5年7月現在の実績です)

1. 生活介護

□	Δ	第5期計画				第6期計画			第7期計画		
⊠ □	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	計画	2,490	2,530	2,574	117	119	121	114	114	114	
	(人)	2,490	2,030	2,074	2,340	2,380	2,420	2,280	2,280	2,280	
1ヶ月	実績	0.500	0.574	0.574	116	114	114				
利用 人数	(人)	2,530	2,574	2,574	2,320	2,280	2,280				
	進捗 (%)	101.6	101.7	100.0	99.1	95.7	94.2				

※単位:「人」=(月間の利用人員)×(R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日)

※第6期計画より

上段:月間利用実人数

下段: 1 ケ月利用人数=(月間の利用人員)×(1ヵ月あたりの平均利用日数20日)

※R5(4~7月分) 実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数20日です。

よって 114 人×20 日=2,280 人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

2. 自立訓練(生活訓練)

×	<u> </u>	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画	154	176	198	7	8	9	5	5	5
l	(人) 154	104	170	190	133	152	171	100	100	100
1ヶ月	実績	100	474	4 = 4	4	5	5			
利用 人数	人)	169	174	154	76	95	100			
, (x)	進捗 (%)	110	98.9	77.8	57.1	62.5	58.4			

※単位:「人」=(月間の利用人員)×(R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日)

※第6期計画より 上段:月間利用実人数

下段: 1 ケ月利用人数=(月間の利用人員)×(1 ヵ月あたりの平均利用日数 19 日)

現在名寄市で利用されている方は5人です。

※R5(4~7月分)実績は、1ケ月あたりの平均利用日数は20日です。

よって、5人×20=100人となりました。

3. 宿泊型自立訓練

X	<i>(</i>)	e e	第5期計画		第6期計画			第7期計画		
	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画	155	106	217	5	6	7	5	5	5
	(人)	155	186	217	150	180	210	145	145	145
1ヶ月	実績	400	450	4.55	4	7	5			
利用	人)	130	152	155	120	210	145			
人数	進捗 (%)	84	81.7	71.4	80	116.7	69			

※単位:「人」=(月間の利用人員)×(R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数31日)

※第6期計画より

上段:月間利用実人数

下段:1 ケ月利用人数=(月間の利用人員)×(1ヵ月あたりの平均利用日数30日)

※R5(4~7月分) 実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数29日です。

現在名寄市で利用されている方は5人です。よって、5人×29=145人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

4. 就労移行支援

	Δ	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
⊠ □	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画	365	380	395	14	15	16	3	3	3
1 + -		300	360		238	255	272	66	66	66
1ヶ月	⇔ /≠	000	000	000	6	2	3			
利用 人数	実績	326	260	308	102	34	66			
7,00	進捗	116.7	68.4	78.0	42. 8	13. 3	24. 2			

※単位:「人」=(月間の利用人員)×(R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日)

※第6期計画より

上段:月間利用実人数

下段: 1 ケ月利用人数=(月間の利用人員)×(1ヵ月あたりの平均利用日数 17日)

※R5(4~7月分) 実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数 22 日です。

現在名寄市が支給決定している方は3人です。

よって、3人×22=66人となりました。

5. 就労継続支援A型

		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
⊠	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画	506	550	594	5	7	9	5	5	5
(人)	(人)	500	550	394	105	147	189	90	90	90
1ヶ月	実績	101	404	4.40	4	5	5			
利用 人数	(人)	161	134	110	84	105	90			
八奴	進捗 (%)	31.7	24.4	18.5	80	71. 4	47. 6			

※単位:「人」=(R2年度までは、実利用者数×22日)

※第6期計画より

上段:月間利用実人数

下段:1 ケ月利用人数=(月間の利用人員)×(1ヵ月あたりの平均利用日数21日)

※R5(4~7月分) 実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数 18日です。

よって、5人×18=90人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

6. 就労継続支援B型

	\triangle	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
区	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画	1,826	1,870	1,914	98	100	102	122	122	122
	(人)	1,020	1,870	1,914	1,764	1,800	1,836	2,318	2,318	2,318
	1ヶ月 実績	4 044	4.070	0.450	101	112	122			
人数		1,811	1,879	2,156	1,818	2,016	2,318			
人数 進捗 (%)	100.8	100.5	112.6	103.1	1120	126,2				

※単位:「人」=(R2年度までは、実利用者数×22日)

※第6期計画より

上段:月間利用実人数

下段: 1 ケ月利用人数=(月間の利用人員)×(1ヵ月あたりの平均利用日数 18日)

現在名寄市で利用されている方は 122 人です。

※R5(4~7月分)実績は、1ヶ月あたりの平均利用日数は19日でした。

よって、122人×19=2,318人となりました。

7. 療養介護

	分	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	計画(入)	21	21	21	18	18	18	16	16	16
1 ヶ月 利用 者数	実績(人)	20	17	18	16	15	16			
	進捗 (%)	95	81	85.7	88.9	83,3	88.9			

※現在名寄市で利用されている方は16人です。

今後3年間につきましては、現状と同じ利用者数を見込みました。

8. 児童発達支援

EZ.	/	第5期計画			457	第6期計画	Ū	第7期計画		
区	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画	380	398	416	23	25	27	27	27	27
	(人)	300	390	410	69	75	81	81	81	81
1ヶ月	実績	130	129	92	32	32	27			
利用 人数	(人)	126	148	180	96	96	81			
	進捗 (%)	68.7	69.6	65.4	139.1	128	100			

※単位:「人」=(R2年度までは、利用人員×平均利用日数4日)

※第5期計画で、計画は児童発達支援と放課後等デイサービスの合計人数。 実績の上段が児童発達支援の実績、下段が放課後等デイサービスの実績

※第6期計画より

上段:月間利用実人数

下段:1 ケ月利用人数=(児童発達支援:利用人員×平均利用日数3日)

※R5(4~7月分)実績は、児童発達支援は1ヵ月あたりの平均利用日数3日

現在名寄市で利用されている方は27人です。 よって、27人×3=81人となりました。

9. 放課後等デイサービス

N.	//	第5期計画		ģ.	第6期計画	9	第7期計画			
区	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画	200	200	416	45	46	47	46	46	46
	(人)	380	398	416	405	414	423	368	368	368
1 ヶ月 利用者	実績	130	129	92	38	40	46			
数	(人)	126	148	180	342	360	368			
	進捗 (%)	68.7	69.6	65.4	84.4	86.9	97.8			

※単位:「人」=(R2年度までは、利用人員×平均利用日数4日)

※第5期計画で、計画は児童発達支援と放課後等デイサービスの合計人数。実績の上段が児童発達支援の 実績、下段が放課後等デイサービスの実績

※第6期計画より

上段:月間利用実人数

下段:1 ケ月利用人数=(放課後デ 付-Li λ:利用人員×平均利用日数9日)

※R5(4~7月分)実績は、放課後ディザービスは平均利用日数8日

現在名寄市で利用されている方は46人です。よって、46人×8=368人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

10. 保育所等訪問支援

×	Δ	第5期計画		第6期計画			第7期計画 R6 R7 R8 2 2 2 4 2 2		第7期計画		
	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	計画(人)							2	2	2	
実利用人数	実績(人)				2	2	2				
	進捗 (%)										

※R5 は見込み量である。

現在名寄市では、令和3年度に1名、令和5年度から1名利用されています。

今後3年間につきましては、現状と同じ利用者数を見込みました。

11. 短期入所(ショートステイ)

N.	Δ	第5期計画			9	第6期計画			第7期計画		
区	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	計画	Γ0	C 4	70	5	6	7	5	5	5	
, ,	(人)	56	64	72	65	78	91	110	110	110	
1 ヶ月 利用	ケ月 中線	50	00	40	6	5	5				
者数	(人)	53	29	40	78	65	110				
	進捗 (%)	94.6	45.3	55.6	120	83.3	120.8				

※単位:「人」=(R2年度までは、利用人員×平均利用日数8日)

※第6期計画より 上段:月間利用実人数

下段:1 ケ月利用者数=(月間の利用人員)×(1ヵ月あたりの平均利用日数13日)

※R5(4~7月分) 実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数22日です。

現在名寄市で利用されている方は5人です。よって、5人×22=110人となりました。

12. 就労定着支援

×	\triangle	, and	第5期計画		第6期計画			第7期計画		
	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)				1	1	1	1	1	1
実利用	実績(人)				0	0	0			
	進捗 (%)				0	0	0			

※令和5年8月現在利用者はいませんでした。今後、目標として1名を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

日中活動系サービスの「就労移行支援」や「就労継続支援(B型)」が、今後も同水準の利用が見込まれるため、地域における障がい者のニーズを把握し適切なサービス量の確保に努めます。

【参 考】 福祉サービスごとの市内・市外の利用者状況(令和5年 11 月現在)

(単位:人、%)

サービス名	市内	市外	合 計
1.生活介護	55人(48%)	60人(52%)	115人
2.自立訓練(生活訓練)	6人 (100%)	0人(0%)	6人
3.宿泊型自立訓練	5人 (83%)	1人(17%)	6人
4.就労移行支援	0人(0%)	3人 (100%)	3人
5.就労継続支援 A 型	5人 (100%)	0人(0%)	5人
6.就労継続支援 B 型	104人 (84%)	20人(16%)	124人
7.療養介護	0人(0%)	16人(100%)	16人
8.共同生活援助(グループホーム)	54人 (57%)	41人(43%)	95人
9.短期入所(ショートステイ)	40人 (98%)	1人(2%)	41人

③居住系サービス

居住系サービスには、施設入所支援と共同生活援助 (グループホーム)、自立生活援助があります。

サービス名	対 象 者	サービスの内容
施設入所支援	① 生活介護利用者のうち、障害支援 区分4以上の人 (50歳以上の人は、区分3以上) ② 地域の社会資源の状況等により 通所することが困難な人	夜間において、介護が必要な人に、入 浴、排せつの介護や日常生活の相談等 支援を行う
共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で相談等の援助が必要な人	共同生活する上で、家事等の日常生活上の支援や相談等の援助を行う
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム 等を利用していた障がい者で一人暮 らしを希望する人等	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

(「令和5年度の実績」については、令和5年7月現在の実績です)

施設入所支援

	//	第5期計画			e e	第6期計画		,	第7期計画	
Image: Control of the	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)	76	76	76	74	74	74	67	66	65
1 ヶ月 利用 者数	実績(人)	77	76	74	75	71	68			
	進捗 (%)	101	100	97.4	101.4	95.9	91.9			

共同生活援助(グループホーム)

⊠	Δ	897	第5期計画	9		第6期計画	Ī.	2	第7期計画	Ī
	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)	85	91	97	91	97	103	103	103	108
1 ヶ月 利用 者数	実績(人)	80	82	91	89	93	98			
320	進捗 (%)	94.1	90.1	93,8	97.8	95.9	95.1			

自立生活援助

	Δ	S.u.	第5期計画		第6期計画			第7期計画		
Image: section of the	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)				1	1	1	1	1	1
実利用人数	実績(人)				0	0	0			
	進捗 (%)				0	0	0			

※令和5年8月現在利用者はいませんでした。今後、目標として1名を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域生活への移行を推進するためには、共同生活援助(グループホーム)などが必要であり、今後も需要の増加が見込まれるため、事業所等と連携を図り、居住場所の確保に努めます。

2) 地域生活支援事業

(1)基本的な考え方

地域生活支援事業は市町村が行う事業で、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談や外出をはじめ意思疎通支援や日常生活用具給付等、日中活動の場を提供したり、社会参加を促進することなどに支援をするものです。



	サービス名	サービスの内容				
	炎支援事業 炎支援事業	障がい者(児)等からの相談やサービス等利用計画を作成して適切なサービスに向けて支援する事業です。				
اد ا	ニケーション支援事業	聴覚や言語、音声機能に障がいがあり、意思の疎通を図ることが困難な障がいのある人(子ども)に手話通訳や要約筆記奉仕員等を派遣し、手話、要約筆記により円滑な意思の疎通が図られるよう支援する事業です。				
日常生活	5用具給付事業	重度の障がいのある人(子ども)に対して、日常生活上の便宜 を図るため、日常生活用具の給付等を行う事業です。				
移動支援	受事 業	屋外での活動に著しく制限がある障がいのある人 (子ども) に対し、自立した日常生活や社会生活ができるように外出のための支援を行う事業です。				
地域活動	か支援センター	障がいのある人を通わせて地域実情に合った創作的活動や生産活動、地域との交流事業を行うサービスを提供する事業です。事業所には、事業の内容により I 型から V 型に分類されています。				
2	生活支援事業	障がいのある人等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等の 支援を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促 進することを目的に行う事業です。 障がいのある人は、ともすれば自宅にこもって閉鎖的になりが ちで、同じ悩みを分かち合うことにより、回復に向かうための 支援を行う事業です。				
他事	日中一時支援事業	障がいのある人に日中の活動の場を提供し、障がいのある人等 の家族の就労や日常的に障がいのある人を介護している家族 の一時的な休息を目的に行う事業です。				
業	社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するために、スポーツ交流会や広報事業、手話・要約筆記奉仕員の養成、障がい者の自動車運転免許取得や自動車改造に係る費用の助成などの支援事業を行っています。 それぞれの事業別に関係団体が主体となって取り組んでいます。				

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

(「令和5年度の実績」については、令和5年7月現在の実績です)

相談支援(特定相談支援)

Ø		:	第5期計画	Ð	Sid A	第6期計画	3	, in	第7期計画	3
	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)	20	20	20	30	30	30	420	420	420
年間サービス利用計画作成者数	実績(人)	53	49	32	80	8	399			
日奴	進捗 (%)	265	245	160	26.7	26.7				

[※]令和5年度は、令和5年8月まで現在のサービス利用計画作成者数を記載しております。

令和5年度残り7ケ月の作成者数を見込み、数字を記載しました。

今後3年間につきましては、現状と同じ利用者数を見込みました。

相談支援(特定相談支援)

57	/\	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
Image: Control of the	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
44	計画 (箇所)	5	5	5	4	4	4	4	4	4
指定事業	実績 (箇所)	5	4	4	4	4	4			
所数	進捗 (%)	100	80	80	100	100	100			

[・]令和元年度より「こどもらんど」と「ぽっけ」が統合され、こどもから大人まで相談支援体制が一本化されたため、計4ヶ所になっています。

コミュニケーション支援事業

	//	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
Image: section of the	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)	4	4	4	5	5	5	5	5	5
年間 実利用	実績 (人)	5	5	5	5	5	5			
人数	進捗 (%)	125	125	125	100	100	100			

[・]現在5名の方が利用されており、今後3年間につきましても、利用者数は変化がないと見込みました。

今後3年間につきましても、事業所数は変化がないと見込みました。

日常生活用具給付事業

.	/	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
区	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(件)	900	925	950	900	905	910	1,002	1,002	1,002
年間 利用 件数	実績(件)	861	894	888	909	1,002	1,002			
一种	進捗 (%)	95.6	96.6	93.4	101.0	110.7	110.1			

※令和5年度につきましては、令和4年度の実績を参考として、見込みとして記載しました。 また、今後3年間も多くの増減は見込まれないと想定し、令和4年度の件数として見込みました。

移動支援事業

	/	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
⊠ □	分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)	25	25	25	5	5	5	4	4	4
年間 利用 人数	実績(人)	15	5	5	2	2	4			
人致	進捗 (%)	60.0	20.0	20.0	40.0	40.0	80.0			

※平成30年度、1事業所が事業の再編を行ったのに伴い、利用者数が減少しました。

令和5年度の数値は8月現在の実績。今後3年間につきましても、利用者数は変化がないと見込みました。

地域活動支援センター

57	//	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
⊠ 	分 	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)	80	80	80	30	30	30	60	60	60
1ヶ月 利用 人数	実績(人)	56	47	50	68	86	56			
	進捗 (%)	70.0	59.0	62.5	226.6	286.7	186.7			

令和5年度は、5ケ月間で280人の利用であり、ひと月あたり56人と見込みました。

今後3年間につきましても、利用者数の増減は少ないと見込みました。

日中一時支援事業

	分	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
⊠ □		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	計画(人)	15	15	15	25	25	25	7	7	7
1ヶ月利用	実績(人)	25	24	24	10	10	7			
人数	進捗 (%)	166	160	160	40.0	40.0	28.0			

・ 令和5年度の数値は8月現在の実績。

今後3年間につきましても、利用者数の増減は少ないと見込みました。

【見込量確保のための方策】

計画相談の取り組みをスムーズに運用できるように努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣を行うなど、いろいろな障がいのある方への情報保障に努めます。

3) 地域相談支援

(1) 基本的な考え方

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院(精神科以外の病院で精神 科病室が設けられているものも含む。)に入院している精神障がい者に対して、「地域移 行支援」や「地域定着支援」を目的に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に 関する相談などを行います。

第5

計画推進のための具体的な取組

1. 障がい者理解の促進・権利擁護

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるような地域社会を実現するには、 地域住民の理解や協力を得ることが不可欠ですので、障がいに対する理解が深まって いくように、啓発活動に努めるとともに、障がいに関する適切な情報提供も行います。 また、障がい者の方々の権利擁護の取り組みを進め、差別や偏見のない社会の実現 を目指します。

- ◎理解啓発のための研修会の開催
- ◎手話等の出前講座
- ◎障がい福祉便利帳の発行
- ◎点字版広報誌の発行
- ◎音声データ「サピエ」の貸出
- ◎声の図書「録音テープ」の貸出
- ◎成年後見センター運営事業の実施

2. 障がい福祉サービスの充実

1) 相談支援体制の強化

障がい者が地域で安心して生活を営むためには、自分に合った障がい福祉サービスを利用するための相談支援を行う必要があり、現在、市役所内の基幹相談支援センターぽっけと、市内の相談支援事業所3ヶ所の計4ヶ所を中心にして、相談支援を行っています。

様々な事例への対応等につきましては、名寄市障害者自立支援協議会で協議を行うようにしており、特に権利擁護の相談については、市内の相談支援に関わる関係者と連携・協力して取り組むようにします。

今後につきましても、基幹相談支援センターぽっけを中心としながら、地域の相談 支援体制の強化に向けて、取り組みを進めていきます。

- ◎名寄市障害者自立支援協議会の開催
- ◎基幹相談支援センターぽっけ
- ◎名寄市障害者福祉サービス等利用計画(ケアプラン)点検事業

2) グループホームの整備

障がい者が社会で活動できる環境を整えるため、今後も 地域での居住の場となるグループホームの整備について、事 業所等と連携し、計画的に進めていきます。



- ◎名寄市障害者グループホーム整備事業
- ◎地域生活支援拠点の整備

3) 社会参加の促進

障がい者のスポーツ活動やレクリエーション活動への参加の機会を拡大し、交流促進を図るとともに、芸術・文化活動等から社会参加への意識を高め、コミュニケーションを確保するため、手話通訳者、要約筆記通訳者等の養成や派遣に取り組んでいきます。

- ●手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座の開催
- ◎手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣の実施
- ◎ユニバーサルスポーツ「ボッチャ」の普及・啓発

3. 就労支援の充実

障がい者の雇用を促進するため、名寄市障害者自立支援協議会を中心にして、ハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、就労機会の拡充を図ります。

また、就労移行支援事業等から一般就労へのステップアップが、 より進んでいくように努めます。

- ◎名寄市障害者自立支援協議会の開催
- 〇ハローワークや就業・生活支援センターなどの関係機関との連携
- ◎事業主の団体「なよろ地方職親会(しょくおやかい)」との連携
- ◎農福連携の推進



4. 生活環境等整備の充実

市民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、公共建築物をはじめ、民間の建築物についても、事業所等の協力を得ながらバリアフリー化に努め、障がい者や高齢者が街中でふれあうことができる、やさしいまちづくりを推進していきます。

さらに、デジタル化がすすむ中で、誰でも利用ができるように配慮していきます。

また、災害時に備えた防災や援護体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携 強化を図るとともに、障がい者が生きがいづくりのため、スポーツやレクリエーショ ンに参加できるよう機会の充実に努めます。

- ◎「ボッチャ」などのユニバーサルスポーツの啓発活動
- ◎障がい者の作品を展示する美術展「アール・ブリュット展」などの開催

5. 障がい児の支援の充実

乳幼児から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通 じた支援に努め、支援が途切れないように、つなぎの支援を行っていきます。

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障がい児の受入れの際に必要な調整・協力を行っていきます。

また、重症心身障がい児・者の自立と社会参加を支援するため、個別の教育支援計画(すくらむ)や計画相談などのツールを用いて、関係部署、関係機関と連携して取り組みを進めていきます。

- ◎幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校の職員向けの研修会の開催
- ◎名寄市こども発達支援センター、名寄市特別支援連携協議会の専門家チーム、名寄市立総合病院の小児科との連携
- ◎「個別の教育支援計画(すくらむ)」や「計画相談」の有効活用
- ◎つなぎ支援

第7期名寄市障がい福祉実施計画策定に係る検討経過

会 議 名	開催月日	内 容
第1回名寄市保健医療福祉推進協議会	令和5年5月9日	・第7期計画について市長から協議会に 諮問
第1回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和5年6月2日	・委嘱状交付・障がい福祉実施計画について・計画策定スケジュールについて
障がい福祉に関するアンケート	令和5年6月21日 ~7月14日	・障害者手帳をお持ちの方にアンケート 調査
市内の事業所、福祉団体への聞き 取り調査	令和5年7月11日 ~8月7日	・市内の障がい福祉サービスを実施して いる事業所 11 ヶ所への聞き取り調査
第2回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和5年10月11日	・障がい福祉サービスのサービス量についての検討
意見交換会	令和5年11月9日	・市内障がい者支援団体の意見を広く広聴 し計画に反映することを目的に実施
第3回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和5年11月29日	・障がい福祉実施計画(素案)について
第2回名寄市保健医療福祉推進協議会	令和5年12月21日	・障がい福祉実施計画(素案)について ・名寄市長へ報告

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。
 - (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
 - (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
 - (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第4条 協議会は、15人の委員で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 保健関係者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

- 第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会 を置くことができる。
 - (1) 児童部会
 - (2) 障がい者部会
 - (3) 高齢者部会
 - (4) 保健医療部会
- 2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の手続を経た者等の うちから市長が委嘱する。
- 3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。
- 4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。
- 5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年名寄市条例第43 号)を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月12日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月25日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第28号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿

任期:令和4年4月1日~令和6年3月31日

役職	能名	氏 名	所属団体及び役職	担当部会
会	長	眞岸 克明	名寄市立総合病院 院長	
副名	張	吉田 肇	一般社団法人 上川北部医師会 顧問	
副名	き長	菊池 隆	名寄市町内会連合会 副会長	
委	員	飛田 聖	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	児童部会
委	員	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員会 委員長	児童部会
委	員	柴田 沙知	名寄幼児教育・保育振興会 会長	児童部会
委	員	東巖	前 名寄身体障害者福祉協会 会長	障がい者部会
委	員	田中 尚幸	社会福祉法人 道北センター福祉会 自立訓練(生活訓練)事業所 緑ヶ丘 事業所長	障がい者部会
委	員	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	障がい者部会
委	員	天野 信二	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 事務局長	高齢者部会
委	員	大野 元博	名寄市高齢者事業センター 事務局長	高齢者部会
委	員	小川 進	名寄市老人クラブ連合会 会長	高齢者部会
委	員	大野 洋子	名寄市保健推進委員協議会 会長	保健医療部会
委	員	角尾 ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 副会長	保健医療部会
委	員	加藤 淳	名寄市立大学 副学長	保健医療部会

名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会 委員名簿

◎:部会長

任期: 令和5年6月2日~令和6年3月31日

NO	氏 名	所属及び役職	備考
1	東巌	前 名寄身体障害者福祉協会 会長	
2	尾谷和タ	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	0
3	田中尚幸	社会福祉法人 道北センター福祉会 自立訓練(生活訓練) 事業所 緑ヶ丘 事業所長	
4	横田 一真	社会福祉法人 名寄みどりの郷 障害者支援施設 名寄丘の上学園 施設長	
5	小笠原 志朗	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 地域支援係 係長	
6	川崎 かおる	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 南地区委員	
7	山廣 神奈子	上川北部聴覚障害者協会名寄支部副会長	
8	越竜司	ユニクロ名寄店 店員	
9	千田ちさと	北海道上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室健康推進課 健康支援係 係長	
10	矢 口 明	名寄市立大学保健福祉学部 社会福祉学科 准教授	

第7期名寄市障がい福祉実施計画第1期名寄市障がい児福祉実施計画

~自立と共生の地域社会づくり~

令和6年3月発行

発行: 名寄市

編集: 名寄市 健康福祉部 社会福祉課

T096-8686

北海道名寄市大通南1丁目1番地

TEL 01654-3-2111 FAX 01654-9-2089 http://www.city.nayoro.lg.jp/